

第3章 快適な環境の保全と創造

第1節 自然環境と調和した生活空間の創造

【 1 親しみやすい水環境の保全と創造 】

○水環境の保全対策（名水保全の集い）

身近にある良好な水環境の保全と活用を通じて、地域住民の水環境保全意識を啓発するため、鳥取県水環境保全市町村連絡協議会が隔年で開催する「名水保全の集い」の活動を支援する。（環境政策課）

【 2 豊かで多様な緑の保全と創造 】

○都市公園事業

（第3部第2章第1節の3参照）
（都市計画課）

○花と緑のまちづくり推進事業

- ・公園愛護ボランティアに対する支援
- 花と緑のフェア実行委員会への補助
- 花と緑のコンクール、座談会の実施
（都市計画課）

○緑・木とのふれあい体験事業

県民総参加による緑づくりの機運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため、森林や緑の働き 大切さを普及啓発する。（林政課）

【 3 良好な景観の保全と創造 】

（1）景観形成の総合的推進

○景観形成施策の総合的な推進及び自発的な景観形成活動の促進

「鳥取県景観形成条例」を基に、景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

ア 大規模行為の届出指導

大規模な建築物や工作物の新築、増改築等、物品の集積、土石の採取等の行為（景観形成地域内の行為を除く。）の届出について、優れた景観の形成を推進するために、景観上の審査、指導を行う。

イ 景観形成地域の指定と特定行為の届出指導

景観形成地域における景観阻害物件の

撤去・修景などの景観保全対策を推進するとともに、当該地域における建築物や工作物の新築、増改築等、木竹の伐採等の特定行為について、景観上の審査、指導を行う。

ウ 公共事業の景観形成

公共事業における景観形成を推進するため、次の事業を行う。

- ・3次元景観シミュレーションデータの作成

エ 景観アドバイザーの設置

条例の規定に基づく届出に対して知事が行う指導、その他景観形成の推進について専門的視点から意見を聴くため、景観アドバイザーを設置する。

- ・設置数 16人

オ 景観形成地域の景観保全

大山景観形成地域及び沿道海浜景観形成地域を重点的に景観阻害物件の撤去 修景等景観保全対策を推進する。

カ 景観形成巡視員の配置

特定行為及び大規模行為の確認や無届行為発見のため、各市町村に景観形成巡視員を配置する。

- ・配置数 41人

キ 景観づくり推進員の配置

県土を美しく快適にする活動を全県的に広め、県民運動として展開していくため、各市町村に、地域での景観づくり活動をリーダーとなって推進していく「景観づくり推進員」を配置する。

- ・配置数 208人

ク 景観づくり推進員活動奨励事業

景観づくり推進員が中心となり、座談会、勉強会等を開催し、住民とともに進める景観づくり活動に対して補助する。

対象経費 種苗 肥料及び資材などの購入費、燃料費、印刷製本費、機械などの借上料、講師謝礼

補助限度額 推進員1人当たり4万円（参加人数50人以下）～8万5千円（801人以上）

- ・補助率 1/2以内

- ・平成14年度予算 6,825千円

ケ 快適空間形成促進事業

市町村景観形成計画・その他地域づくりに関する計画に基づき、市町村、県民等が実施する快適な県土空間を創出するための施設 設備の整備事業に対して補助する。

- ・対象経費
工事請負費、設計委託費など
- ・補助限度額
1事業当たり5,000千円
- ・補助率 1/2以内
- ・平成13年度予算 35,000千円

コ 「伝えたいふるさと鳥取の景観」保全・継承事業

21世紀に引き継ぐべき景観として県内100景観を「伝えたいふるさと鳥取の景観」に選定し、広く県民に紹介するとともに、住民等による景観の保全・伝承への取組みを支援する。

(ア) 「伝えたいふるさと鳥取の景観」写真コンテスト

募集期間

平成14年5月1日～11月30日

審査・表彰 平成14年12月

展示会の開催 平成15年1月～3月

(イ) 「伝えたいふるさと鳥取の景観」紹介バスツアー

県内東・中・西部で各1回ずつ解説付きで景観を紹介するバスツアーを開催

(ウ) 住民の景観保全・継承の取組みに対する支援

- ・景観アドバイザーの派遣による指導、情報提供等

(景観自然課)

○観光地振興支援事業

住民の景観保全、継承の取組みに対して補助を行う。

- ・事業主体 自治会、町内会、まちづくり協議会等
- ・対象経費 保全・継承活動に関するソフト事業
- ・補助限度額 1事業当たり500千円
- ・補助率 1/2以内 (観光課)

○屋外広告物対策事業

屋外広告物の現地調査、違反物件の除却等を行い、良好な都市景観の形成、自然景観の保全を推進する。(都市計画課)

○電線共同溝整備事業

快適で災害に強い都市を創るため、「新電線類地中化計画」に基づき、電線等の地中化を進める。

- ・平成14年度事業箇所 引き続き国道53号、県道皆生西原線(米子市)、県道田島

片原線(鳥取市)で電線類の地中化を進める。(道路課)

○鳥取県環境美化の促進に関する条例の推進

「鳥取県環境美化の促進に関する条例」の趣旨に沿って、美しく快適な生活環境づくりを推進していく。

- ・空き缶等が散乱し、又は散乱する恐れがあり、特に環境美化を計画的に進める必要がある地区を「環境美化促進地区」として指定しており、全市町村に最低1カ所の促進地区が指定済である。(全部で57地区)(循環型社会推進課)

○不法投棄未処理事案解決プロジェクトの推進

従前からの県内における廃棄物不法投棄未処理事案を抱えている各市町村に先攻解決部隊を編成して出向き、問題を解決することにより、県民の期待に応える行政、住み良い環境づくり及び不法投棄の再発防止等を図る。

(循環型社会推進課)

○海岸漂着物対策の推進

市町村が原則として住民の参加・協力を得て、計画的に年4回以上海岸の漂着廃棄物及び海浜地の廃棄物収集、運搬及び処分を行う場合、県が財政的支援を行う。(循環型社会推進課)

○観光地美化等事業(市町村緊急雇用特別基金事業)

市町村が取組む様々な観光振興のための事業に対し助成を行う。(観光課)

○鳥取砂丘の一斉清掃

鳥取市が中心となり 春と秋の年2回、砂丘の一斉清掃を行う。(景観自然課)

○大山の一斉清掃

(財)自然公園財団が中心となり、春と秋の年2回、大山の一斉清掃を行う。

(景観自然課)

【 4 歴史的・文化的環境の保全と整備 】

○地域民俗芸能再生事業

県指定無形民俗文化財(民俗芸能)の伝承に意欲的なこども保存団体に対して、助成及び支援をし、地域の民俗芸能の保存伝承を図る。また、無形民俗文化財保全のため、映像による記録を行う(文化課)

○倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存整備事業

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことに伴い、倉吉市の保存計画に基づいて行われる保存修理事業等に対し助成を行う。(文化課)

○青谷上寺地遺跡保存活用事業

遺跡の情報発信を行うとともに、遺跡を有効に保存活用するため、遺跡の範囲・内容を明らかにし、基本構想を策定する。また、出土品の保存処理・復元を行う。(文化課)

○国史跡妻木晩田遺跡整備活用事業

遺跡の整備活用基本計画を策定するとともに、遺跡の初期整備を行う。

また、発掘調査を実施するとともに遺跡の情報発信を行う(文化課)

○自然公園等の整備

「日本百名山」の一つである国立公園大山において、利用者の増加、集中にともない荒廃している登山道の整備を行うとともに、公園区域の拡大により編入された毛無山登山道の整備を行う。

国立公園の自然景観を快適に楽しんでもらえるよう、鳥取砂丘駐車場公衆トイレ及び城原駐車場公衆トイレの再整備を行う。

(景観自然課)

○ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業

岩美町が行う、岩井温泉の自然、歴史・文化にふれあう拠点となる「ゆかむり温泉」の整備に対して助成を行う(景観自然課)

(2) ふれあい機会の充実

○自然観察会等の開催

大山、山陰海岸及び氷ノ山において、それぞれ大山自然科学館、山陰海岸自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい館“響きの森”を拠点として、動物、植物、地形・地質等を観察しながら自然にふれあう自然観察会や登山観察会を開催する。

さらに、氷ノ山自然ふれあい館では、草花・木の葉・木の実・木材など自然の素材を使った創作体験教室及び森林の間伐や炭焼き、キャンプ 雪上ハイキングなどの野外活動を開催する。

(景観自然課)

第2節 人と自然とのふれあいの確保

【 1 人と自然とのふれあいの推進 】

(1) 自然公園等の整備

表 3-5 自然観察会・体験創作教室・自然解説指導員養成研修等の実施計画

区分	場所	時期	日数
一般観察会	大山	5・7・8・10月	30日
	山陰海岸	7・8月	5日
	氷ノ山	4～3月	20日
登山観察会	大山	7月28日	1日
	氷ノ山	6・7・8・10・11月	5日
創作体験教室	氷ノ山	4～12月	23日
野外体験	氷ノ山	6～3月	17日
養成研修	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里	12月21～23日	3日

○とっとり花回廊管理運営事業

全国最大級のフラワーパークとして県民に花と緑にあふれる憩いの場所を提供するとともに、四季の彩りを鮮やかにするため、野生ユリの群落の育成、山野草の充実を図る。

(生産振興課)

○とっとり出合いの森管理運営事業

県民が気軽に森林・緑とふれあい、幅広く利用できる森林公園として、「とっとり出合いの森」の管理運営を行う(林政課)

○緑・木とのふれあい体験事業

(第3部第3章第1節の2参照) (林政課)

○自然体験ファーム事業

子ども達の自立心と生きる力を育成するため、自然体験学習を中心としたプログラムの開発・実施を行う「自然体験ファーム実行委員会」の活動を側面的に支援する。

(景観自然課)

【 2 温泉の保護と活用 】

本県には、322の源泉があり、多くの人に利用され、観光や保養等の重要な基盤となっている。温泉の保護とその適切な利用を図っていくことが重要である。

(1) 温泉の保護

○温泉の保護

温泉は限られた天然資源であり、温泉資源を有効かつ持続的に活用していくことが重要である。

このため、引き続き県内の源泉の状況調査を実施するとともに、温泉の掘削や動力装置の設置等の許可等に当たっては、審議会の審議を経て、的確な対応を行う。

また、温泉の有効利用のため各温泉地における源泉の集中管理などを推進する。

(環境政策課)

(2) 多様な温泉の活用

○多様な温泉の活用

県内の源泉の4割弱を占める未利用源泉の有効利用と、利用源泉の適正利用及び高度利用を図るための情報提供として、県内の温泉の分布、泉質等をまとめた温泉基礎情報マップを作成する。

(環境政策課)

○ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業

(第3部第3章第2節の1(2)参照)

(景観自然課)

第4章 すべての主体の参加による行動

第1節 自主的な活動の推進

【1 各主体の協力連携体制の整備】

○県民・企業・NPO・行政のパートナーシップ

環境保全、まちづくりなど、地域の住民の関心が高まっており、県民やNPO、企業がそれぞれの立場から環境保全に対する高い意識を持って取り組むとともに、平成13年9月に制定された鳥取県非営利公益活動促進条例の精神を活かし、お互いのパートナーシップを図りながら協力連携して取り組む事が望まれる。

県は、情報提供、人材の育成、活動団体の課題解決のためのフォーラムなど、ボランティア活動の推進を図っていく。

なお、現在の県の登録ボランティア753団体のうち環境保全活動を行う団体は、102団体(13.5%)となっている。

(県民活動推進課)

【2 県民 事業者 行政の自主的取組の推進】

○環境管理認証取得企業等育成補助金

国際環境規格(ISO14001)認証取得の取組みを実施する県内民間企業等に対し、認証取得に要する経費の一部を助成する。

(環境管理推進課)

表3-6 補助内容

区 分	内 容
対象者	県内に事務所又は事業所を有する民間企業者
対象経費	コンサルタント料、登録審査料
補助率等	3分の1以内の額(上限1社あたり100万円)

【3 行政の率先行動及び

ISO14001の推進】

○環境にやさしい県庁率先行動事業

県における省資源、省エネルギー、リサイクル等を目指した取組みを推進するとともに、県内の市町村等へ普及啓発する。

- ・行動計画の対象
県の全機関が事業所として行う事務
- ・計画の期間
平成10～14年度
- ・計画の推進方法
数値目標を設定し、環境マネジメントシステムの手法
計画(PLAN)、実行(DO)、点検(CHECK)見直し(ACTION)を取り入れた進行管理を行う。
(環境管理推進課)

○グリーン購入への取組

平成13年7月に策定した「鳥取県グリーン購入基本方針」に基づき、「平成14年度グリーン購入調達方針」を策定し、環境配慮商品を優先購入する。

- 1 対象分野 対象範囲等
対象分野 14分野
対象範囲 県の全ての機関
推進体制 「環境にやさしい県庁率先行動計画」と同様とする。
- 2 平成14年度の取組
14分野、169品目について判断基準を作成し、分野毎に調達目標を設定して取組む。

表3-7 環境にやさしい県庁率先行動計画の数値目標(平成14年度最終)

a グリーン購入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・古紙配合率100%のコピー用紙の利用割合を100%とする。 特殊なものを除き、外注印刷物の古紙配合率70%以上の再生紙の利用割合を100%とする。 ・14分野の特定調達品目について、判断基準を作成し、毎年、分野毎に調達目標を設定する。
b 二酸化炭素排出量の削減 事務の実施や庁舎管理に伴い排出される二酸化炭素を、平成14年度予測発生量から5%以上削減する。(平成14年度予測発生量 25,760t)
c 廃棄物の減量化 廃棄物の実施に伴い排出される可燃ごみについて、リサイクル等により平成10年度の発生量から50%以上削減する。

表3-8 平成14年度に重点調達する物品と目標

分野	特定調達品目	品目数	調達目標
紙類	コピー用紙、トイレトーパー等	9	100%
納入印刷物	納入印刷物	1	100%
文具類	シャープペン、のり等	93	100%
事務用機器類	いす、机、棚等	10	100%
OA機器	コピー機、電子計算機等	10	100%
家電製品	冷蔵冷凍庫、エアコンディショナー等	6	100%
照明	蛍光灯照明器具、蛍光管	2	100%
自動車	低公害車・低燃費車かつ低排出ガス車	1	85%
制服・作業服	制服、作業服	2	100%
インテリア・寝装	カーテン、カーペット、毛布	7	100%
作業用手袋	作業用手袋	1	100%
設備	太陽光発電システム、太陽熱利用システム	2	注1
公共工事	パーティクルボード、再生骨材等	23	注2
役務	エコ車輛整備、省エネルギー診断	2	40台
計14分野		計169品目	

注1 日野総合事務所.1kw

注2 鳥取県公共事業環境配慮指針の運用に合わせ積極的に推進し、今年度は調達実績の把握に努め、次年度以降目標を設定する。

○グリーン購入推進事業

ア 「グリーン購入とっとりネット」の設立
グリーン購入に関する地域の情報の収集及び発信や意見交換を行い、グリーン購入に取り組むことにより環境負荷の少ない商品やサービスの地域の市場形成を促進し、循環型社会の構築に寄与することを目的に、県内の企業、消費者、団体、行政を会員とする「グリーン購入とっとりネット」を設立する。

イ グリーン購入フォーラムの開催

「グリーン購入」を一般県民の皆さんへ普及・啓発するため、講演や事例発表、グリーン商品の展示を行い「グリーン購入」の一層の取り組みの推進を図る。

(環境管理推進課)

所から組織する「鳥取県環境推進企業協議会」と連携し、認証取得を目指す事業所を支援する。

ISO14001初心者セミナー及び意見交換会の開催(東中西部の認証取得企業で実施)

・ISO14001構築フォーラムの開催

ウ 鳥取県版環境管理システム認定制度

県内中小企業等の環境配慮活動への取り組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を独自に認定、公表する鳥取県独自の認定制度の規格を13年度に作成した。14年度からこの規格に基づき、環境管理システムを構築する企業等を認定する。(環境管理推進課)

○ISO14001推進事業

ア 県庁ISO14001の維持及び地方機関拡大

平成12年度に本庁知事部局、平成13年度に企業局、病院局、教育委員会事務局(地方機関を除く)、監査委員事務局、人事委員会事務局、地方労働委員会事務局、県議会事務局で認証を取得した鳥取県環境管理システムの維持管理を行う。さらに、環境配慮活動を推進するため、地方機関を対象に拡大認証取得を目指す。

イ ISO14001認証取得支援

県のノウハウをもとに、市町村のISO14001認証取得を支援する。

・市町村ISO14001システム構築実習講座(連続5回)の開催

また、県内のISO14001取得事業

【4 普及啓発 広報】

○リサイクルフェアの開催

企業等の出展によるリサイクル技術の紹介、日常雑貨等の見本市、住民参加のフリーマーケット、修理コーナーなどリサイクルをテーマとしたイベントを実施する。

(循環型社会推進課)

○環境の日及び環境月間

環境基本法においては、6月5日を「環境の日」と定め、環境省は6月を「環境月間」と提唱している。本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種関係団体の協力のもとに各種行事を行う

【県実施事業】

環境月間中の廃棄物不法投棄防止対策

「産業廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会の開催、合同パトロール、その他広報活動

- ・氷ノ山自然観察会の開催
(6月1日、8日、30日)

【市町村の事業】

よなごし環境フェア2002(6月9日、米子市児童文化センター等、米子市主催)のほか、各市町村において環境美化運動、資源回収等が行われる。(環境政策課)

○地球温暖化防止月間及び大気汚染防止推進月間

「地球温暖化対策推進大綱」により、毎年12月は「地球温暖化防止月間」として全国的な地球温暖化防止に関する広報活動が行われている。本県でも、次の取組みを行う。

- ・地球温暖化対策推進連絡会議の開催
- ・テレビスポット(30秒)
- ・新聞広告
- ・ラジオ

また、環境省を中心に「大気汚染防止推進月間」に各種啓発活動を行っているが、本県においても連携を取りつつ大気環境の保全に関する啓発活動を進める。(環境政策課)

○環境美化促進月間

県民の環境美化促進に対する関心と理解を深め、環境美化活動を県民運動として展開するため、9月及び10月を「環境美化促進月間」及び10月第1週を「環境美化強化週間」として、持ち帰り用ごみ袋の配布、各種媒体の活用等による県民への普及啓発を行うとともに、市町村、各種団体と連携をとりながら全県的な美化運動を展開する。

(循環型社会推進課)

第2節 環境教育、環境学習の推進

【1 環境教育・学習体制の整備】

(1) 環境教育・学習リーダーの養成

○環境教育推進事業

ア 「総合的な学習の時間」の支援

子どものための環境学習会の開催

小中学校における「総合的な学習の時間」または「社会見学」のカリキュラム

で、クラス単位または学校単位で活用できる環境学習会を開催する。

場所 鳥取県衛生環境研究所

時期 平成14年9月以降
(学校2学期から)

概要 1回の定員70名(2クラス)
平成14年度中に5回程度を実施予定

・環境教育・学習指導者教師養成研修会
環境教育を担当する小中学校の教師を対象に、学校で行える環境観測の方法や、環境教育についてノウハウを研修する。

場所 衛生環境研究所

時期：8月中(夏休み期間)

イ 環境教育・学習指導者研修会の開催

県内の「こどもエコクラブ」などの環境教育・学習に関わる団体の指導者を対象に県内3カ所で、研修会を開催する。また、各健康福祉センターに整備した環境計測キットを使って、キットの使用方法の講習も実施する。

時期 5月28日(火)

東部健康福祉センター

5月29日(水)

中部総合事務所

5月30日(水)

西部総合事務所

ウ こどもエコキャンプの開催

環境活動に取り組むこども達が、自然の中で学び、交流を図る。併せて、指導者同士の交流を図り、環境教育・学習ネットワークづくりに資する。

時期 7月25日(木)～26日(金)

場所 船上山少年自然の家

(赤碕町山川)

エ とっとり環境教育・学習アドバイザーの派遣

とっとり環境教育 学習アドバイザーを、こどもエコクラブの指導者や学校、公民館等からの要請に応じ、現場に派遣し、体験型及び実践型の環境学習をサポートする。

オ こどもエコクラブ活動の支援

こどもエコクラブの活動の活発化を図るため、クラブ員へエコ文具を支給する。また、活動に支障をきたさないようにするため保険に加入する。また、こどもエコクラブ活動発表会を開催し、こども達が取り組んだ環境活動を発表することにより、こどもエコクラブの活動の活性化を図る。

(環境管理推進課)

○環境教育の学校教育活動の中への位置付け
環境保全や、よりよい環境の創造のために、環境教育を学校の教育活動の中に位置付け、主体的に行動できる態度と能力を育成するとともに、系統的な指導が出来るよう指導計画を作成する。

また、指導内容や指導方法についても計画的に教職員の研修を行っていく。

(小中学校課、高等学校課)

(2) 環境教育・学習ネットワークの整備

○鳥取県環境教育・学習ネットワークの設立

環境教育・学習の進め方については、従来、鳥取県環境教育・学習推進会議を開催し、有識者から幅広い意見を聴取してきたが、この推進会議を発展解消し、県内の団体、個人、学校、企業、行政を会員として、環境教育・学習の取り組みを支援することを目的に「鳥取県環境教育 学習ネットワーク」を設立する。

(環境管理推進課)

(3) 環境教育 学習関連の情報システム、教材の整備

○環境教育推進事業

(こどもエコクラブ支援事業)

いつでもどこでも体験型の環境学習ができる環境づくり、こどもエコクラブ活動の活性化のため、各保健所、衛生環境研究所に環境観測キットの補充を行い、貸出を行う。

(環境管理推進課)

【 2 環境教育・学習活動の推進 】

(1) 環境教育・学習の推進

○衛生環境研究所環境学習・活動支援事業

環境教育・学習の中核的施設として、衛生環境研究所の展示内容や技術的ノウハウを活かしながら、小中学生の環境学習やエコクラブ等各種団体の活動支援を行う。

(衛生環境研究所)

○とっとり県民カレッジ事業

とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」の中で、自然、環境をテーマに県内3地区で講座を開催する。

(生涯学習課)

○ごみと遊ぼうイン夏休みの開催

小学校5、6年生を対象にごみを出さない

生活様式の実践、日常生活の中で行うごみの適正な扱い方(分別排出等)の実践等ごみについて考え、体験する学習塾を開催する。(1泊2日)
(循環型社会推進課)

○児童生徒による

「ふるさとクリーン・クリーン活動」

すべての公立学校の児童生徒が、学校が所在する市町村の海岸、河川、公園、道路などの公共の場所の清掃活動等を行う。

(小中学校課)

○水生生物による水質判定調査

水生生物の種類を調べることで、その水域の水質を判定する調査を、小学校等の協力を得て、県内河川全域において実施する。

(環境政策課)

(2) 環境保全活動の支援

○エコ普及活動支援事業

環境保全団体などが実施する環境問題に関する普及啓発活動に対して補助を行う。

(環境管理推進課)

第5章 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流

【 1 地球温暖化防止対策の推進 】

○地球温暖化防止推進事業

地球温暖化防止対策の推進のためには、事業者、県民及び行政がそれぞれの立場から主体的に取り組むを行うことが必要であるとともに、効果的な取り組みの推進のためには業界団体等を始めとした各種団体と連携を図ることが必要である。

平成10年10月に公布された地球温暖化対策推進法では、事業活動や日常生活からの温室効果ガスの排出抑制が事業者及び国民の責務として定められたところであり、事業者及び県民の責務の趣旨を踏まえながら平成14年3月に策定した「地球温暖化に向けたアクションプログラム」に基づいて、県民、事業者、市町村の各主体の取り組みを強化するため、次の事業を実施する。

ア アクションプログラムの推進

- (ア) ストップ・ザ・温暖化取組事例発表会
地球温暖化防止に係る各分野（行政、事業者、県民、環境NGO等）の取組事例を募集し、広く県民に公表する。
- (イ) 「おうちやくもんのエコライフ」募集
広く県民を対象に「おうちやくもん」でもできる二酸化炭素削減のための取組を募集し、それをもとにパンフレットを作成する。（※おうちやくもん めんどくさがる人のこと）
- (ウ) あらゆる場面での温暖化防止PR
他部局の行事に積極的に参加し温暖化防止をPRする。
- (エ) エコキャラバン

イ 鳥取県地球温暖化対策推進連絡会議

県と業界団体で構成する連絡会議において、業界ごとの自主的な取り組みの推進を図る。

ウ 地球温暖化対策推進行政連絡会議

県と市町村で構成する連絡会議において、市町村の実行計画の策定を促進するとともに、県と市町村の連携のもとに県民及び事業者に対する普及啓発の促進を図る。（環境政策課）

○新エネルギー導入促進事業

新エネルギーについての理解を深め、その積極的な導入を推進するため次の事業を行う。

ア 市町村への補助

新エネルギーを導入する市町村に対し

て補助金を交付する。

イ NPO等への補助

新エネルギーに関するセミナー等を開催するNPO等に対して補助金を交付する。

ウ 太陽光発電システムの導入

日野総合事務所に太陽光発電システムを設置する。（産業開発課）

○新エネルギー導入可能性調査事業

県内で有望な新エネルギー（風力、バイオマス）の円滑な事業化を図るため、その事業可能性調査を行う。

ア 風力発電導入促進事業

- (ア) 風力発電の事業化を検討する研究会を開催する。
- (イ) 風況調査を実施する市町村に対して補助する。

イ 木質系バイオマス事業可能性調査事業

資源の有効利用を図るため、智頭町を中心とする鳥取県東部地区を対象に、木質系バイオマスについて、発電等の事業可能性を調査する。（産業開発課）

○風力発電開発調査事業

環境負荷の少ない石油代替エネルギーの導入促進が重要となっており、風力エネルギーの導入は、地球環境の保全に大きく貢献するものであるため、風力発電開発のための適地調査（風況観測）を行う（企業局電気課）

○ノーマイカーデー運動の推進

全県的な取組みとして、より多くの方に参加していただけるよう、引き続き県民へのPR活動に力を入れるとともに、公共交通機関の利便性を高めることによりノーマイカーデーの実施率の向上に努める。（交通政策課）

○環境共生モデル住宅団地整備事業

環境と共生する住環境、住宅、住生活を普及・啓発するため、エネルギー、資源、廃棄物などの観点から「環境への負荷の低減」「周辺環境との調和」「居住環境の健康・快適性」を目指した人や地球にやさしいモデル住宅団地を整備する。

赤碕団地（事業主体 鳥取県住宅供給公社）

計画戸数 238戸

場所 赤碕町赤碕

面積 約13.2ha

期 間 平成12～14年度
平成13年度事業内容 環境に配慮した
団地の一期工事の実施
(住宅環境課)

○環境共生住宅推進事業

環境共生住宅（地球環境を保全するため、省エネルギー・省資源・廃棄物処理のことなどを考えた自然環境と住宅及び周辺環境）県営住宅夕日ヶ丘団地（仮称）の第1工区が完成し、引き続き、第2工区と第3工区の施工を行う。
(住宅環境課)

○住まいづくり21推進事業（シックハウス・環境共生住宅の研修、住生活ビジョンの普及）

(第3部第1章第1節の5参照)
(住宅環境課)

【 2 オゾン層保護対策の推進 】

○フロン回収対策の推進

オゾン層破壊原因物質であるフロン類使用製品を扱う各業界におけるフロン回収対策について、有識者、関係機関代表等で構成する協議会で協議・検討していくとともに、家電リサイクル法やフロン回収破壊法の本格施行に向け、適正な対応を図る。

また、中・四国地域フロン回収・処理推進連絡会議（中四国10県市、環境省、経済産業省、中四国経済産業局等で構成）へ参加する。
(環境政策課)

○紫外線についての調査研究

紫外線量（UV-A, B）の実態調査（衛生環境研究所）を行う。
(環境政策課)

【 3 酸性雨対策の推進 】

○酸性雪調査

シーズン中に、山間部（氷ノ山）の積雪を多層にわたって採取・分析し、積雪中に蓄積・濃縮された酸性成分の分布と移動の状況を追跡し、融雪時に懸念される森林生態系等への影響把握に資する。
(環境政策課)

○生活環境部・農林水産部合同調査検討会

酸性雨等の鳥取県の環境への影響が危惧される中、大気、水、植生、土壌等生態系への影響を把握して予測・評価を目指し、総合的・体系的調査研究を行うことを目的に設置した「生活環境部・農林水産部合同調査検討会」の中で、

検討・協議しつつ、共同調査研究に取り組んでいく。

また、実態調査で判った結果や現象について人工気象室（平成14年開所衛生環境研究所）を利用し、酸性雨影響模擬実験等を行う。
(環境政策課・林政課)

○融雪水調査

同じく、融雪水の影響が特に大きいことを視察時に認識し、酸性雪（積雪）調査に加えて、土壌や溪流に注いで影響を及ぼす融雪水調査を行い、積雪調査と併せ、生態系への影響の実態把握を強化する。
(環境政策課)

【 4 その他の地球環境問題への取組の推進 】

○その他の地球環境問題への取組の推進

熱帯林の減少、海洋環境の保全、野生生物種の減少、砂漠化等のその他の地球環境問題に対して、研究機関等との連携も図りながら適切な対応を進める。
(環境政策課)

【 5 環日本海諸国との連携強化と協力 】

○鳥取県・江原道環境衛生学会の開催

鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究院の研究者並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させるため開催する。
(環境政策課)

○衛生環境分野研究員・人材発信事業

本県の環境研究分野の推進のため、フランスで開催される国際ウィルス学会に、本県の研究成果の発表及び海外への情報発信国際レベルでの研究者間の意見交換・情報収集を行うため、衛生環境研究所職員（研究者）を派遣する。
(環境政策課)

第6章 共通的 基盤的施策の推進

【 1 環境関連高等教育機関等の整備推進 】

○鳥取環境大学への運営支援

開学2年目を迎える鳥取環境大学の大学運営の円滑化を図るため、教育研究機器や図書等の整備等を支援するための補助金を平成13年度に引き続き交付する。(企画振興課)

○衛生環境研究所の整備

鳥取県衛生環境研究所は平成14年7月に開所する。(環境政策課)

○環境学術研究の振興

鳥取県環境学術研究基金の運用益により、鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における環境に関する学術研究に対する助成等を行う。(企画振興課)

【 2 環境影響評価の推進 】

○環境影響評価制度の適正な実施

環境影響評価制度は、大規模な開発事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより環境への配慮がされた事業を実施するための制度であり、「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき、この制度の適正な運用を図ることとしている。(環境政策課)

表 3-9 主な調査研究のテーマ

	湖山池汚濁機構調査
	中海汚濁機構調査
衛生環境研究所	食品中の残留農薬の迅速多成分分析法に確立に関する調査研究
	人工気象室を利用した酸性雨影響模擬実験
農業試験場	廃棄物の再資源化に関する調査
	水稲・大豆の農薬・化学肥料5割以上削減技術体系の確立
	農薬・化学肥料5割以上削減技術体系の確立
園芸試験場	果樹の病害虫の総合管理技術の確立と実証
	クリーンエネルギーを利用した特産野菜の省力安定生産技術の確立
中小家畜試験場	現地診断技術による施肥改善と有機物を利用した環境保全型農業の確立
林業試験場	豚の糞尿処理システムに関する研究
	花粉生産量予測システム
水産試験場	磯場環境改善調査事業(磯場再生技術の開発)
	漁場環境維持対策事業(湖沼、沿岸海域の環境モニタリングとイワガキの帯毒調査)
	空港港湾課事業

【 5 環境に配慮した社会資本整備等の推進 】

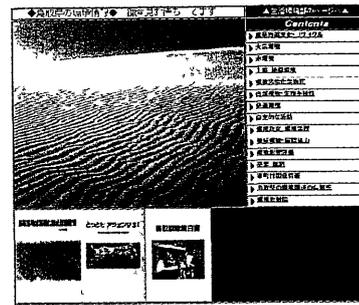
ごみ処理施設、し尿処理施設等の環境を良好に保ち、快適な環境を創造するために必要な社会資本整備等を推進する。(環境政策課)

【 3 環境情報の整備 提供 】

○環境情報システムの整備

環境配慮への取組みを一層推進するため、環境情報ホームページにより 環境情報を県民等に発信する。(環境政策課)

鳥取県の環境情報



(<http://www.pref.tottori.jp/kankyodb/>)

【 4 環境に関する監視体制の整備充実及び調査研究の推進 】

○環境に関する監視体制の整備と調査研究の推進

新たな環境問題に対応した常時監視を実施するとともに、環境関係の調査研究を進める。

【 6 環境基本計画推進体制の整備充実 】

○「環境基本計画」の着実な推進

「鳥取県環境基本計画」(平成11年3月策定)の住民周知、施策推進。(環境政策課)